

北海道文化振興指針 改正骨子案（たたき台）の概要

環境生活部文化局文化振興課

名称 北海道文化振興指針 ～北の文化のみちしるべ～

はじめに

1 文化振興の目標

(現状)

道内の各地域では、個性あふれる文化活動が行われ、心豊かな活力ある社会の形成に役割を果たしてきた。近年、文化を資源として活用し、地域の活性化を図る動きが注目されており、文化は、地域社会の発展にますます大きな役割を果たすようになって考えられる。

(目標)

道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、地域文化を創造・発展させるとともに、すべての人が文化を享受できる生活文化圏を築くことをめざす。

2 指針の位置付け

- ・北海道文化振興条例第6条に基づく「道の文化振興施策の基本となる指針」
- ・文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画
- ・「北海道総合計画」の特定分野別計画
- ・持続可能な開発目標SDGsの達成に資する基本計画

第1章 基本理念

道は、次の基本理念に基づき、文化の振興、発信、活用に向けた取組を進めていく。

- 1 一つひとつのまちを表情豊かにする
- 2 地域と結び地域と世界をつなぐ
- 3 自然と共生し伸びやかな文化を育む
- 4 北海道発の文化を広める
- 5 先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える

第2章 文化行政の基本的な考え方

○文化の担い手は一人ひとりの道民

- 居住する地域、年齢、障がいの有無に関わらず、全ての道民が自主的に、文化活動にかかわることができる環境をつくっていく

○幅広い分野で取り組む

芸術文化、文化財、生活文化に加え、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業等を対象とし、道が行う各種施策にも文化の視点を取り入れるよう努める。

第3章 文化振興施策の推進

1 道民の文化活動の促進

文化団体支援、専門的指導を受ける機会充実、発表の場の充実、顕彰

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充

文化に接する機会の充実、文化に接する機会を提供する団体等への支援

3 文化活動を担う人材の育成

子どもたちの文化体験機会の充実、若手芸術家支援、活動を支える人材の育成

4 文化交流の促進

地域間交流・団体等のネットワークづくり・道外公演・文化団体招聘交流への支援

5 文化環境の整備及び充実

- (1) 文化施設の機能向上
道立施設の機能向上、道内施設間ネットワークの形成、年齢や障がいの有無に関わらず文化に接することのできる環境整備
- (2) 文化情報の発信
活動に役立つ情報・個性的な文化活動・道内の歴史・文化情報の発信、博物館・美術館等の解説の多言語化推進

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

- (1) 歴史的文化遺産の保存・活用
文化遺産の調査・保護・活用、歴史文書等の収集、整理、保護団体等の育成・支援、子どもたちの学習機会の充実
- (2) アイヌ文化の保存・継承と活用の促進
アイヌ文化の調査・研究・伝承事業・発信・活用
- (3) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と活用に向けた取組
世界遺産登録に向けた関係自治体等との連携・機運醸成、価値・魅力の発信等

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

- (1) 文化資源を生かしたまちづくりの推進
自然・歴史・文化等を生かしたまちづくり・景観等づくり
- (2) 文化資源を活用した地域の活性化
文化を活用した地域活性化、文化資源の観光資源としての活用、体験型観光の促進

第4章 推進体制

1 各主体の役割

道は、各主体と連携・協働し、必要な支援・調整に努めながら、取組を進める。

【各主体に期待する役割】

主体	期待する役割
<u>道民</u>	<u>文化活動への参加や、活動を通じた地域の文化振興の担い手となること</u>
<u>文化団体</u>	<u>文化活動の裾野拡大、人材育成等を通じ地域の文化活動を牽引すること</u>
<u>文化施設</u>	<u>地域の文化拠点として、文化に触れる機会の創出、各主体と協働した地域の文化活動を活性化</u>
<u>民間団体、企業</u>	<u>自らの文化活動や、文化活動支援、文化資源を活用した地域活性化など、団体、企業の特徴を生かした文化振興の取組を行うこと</u>
<u>市町村</u>	<u>地域の特性に応じた文化振興施策を実施すること</u>

2 北海道文化基金

道内の文化振興を図ることを目的に、民間資金の確保に努め、基金に積み立てる。

3 進行管理

別途数値目標を設定し、定期的に事業成果の評価・検証を行う。